

議 案 目 次（その2）

承認第2号	江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること について	P	1
議案第34号	工事請負契約の締結について	P	5
議案第35号	工事請負契約の締結について	P	7
議案第36号	工事請負契約の締結について	P	9

承認第 2 号

江差町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例（昭和 2 5 年条例第 2 1 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法及び同法施行令の改正に伴い、江差町税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和6年2月29日

江差町長 照井 誉之介

江差町税条例の一部を改正する条例

江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。
- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 町立江差小学校エアコン設置工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字本町 170 番地 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 65,780,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字豊川町 168 番地 1
株式会社前田組
代表取締役 前 田 憲 男 |

令和 6 年 3 月 6 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付す契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

議案第 35 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 町立南が丘小学校・江差中学校エアコン設置工事 |
| 2 工事場所 | 檜山郡江差町字南浜町 370 番地・檜山郡江差町字陣屋町 506 番地 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 72,270,000 円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字伏木戸町 634 番地
株式会社田畑建設
代表取締役 田 畑 昌 伸 |

令和 6 年 3 月 6 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付す契約が、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。

議案第 36 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 旧江光ビル跡地活用拠点施設建設工事 |
| 2 | 工事場所 | 檜山郡江差町字新地町 1 番地 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約の相手方 | 亀田工業・前田組経常建設共同企業体
代表者 檜山郡江差町字桧岱 2 1 5 番地
亀田工業株式会社
代表取締役 川 合 智 |
| 5 | 契約の金額 | 変更前 288,200,000 円
変更後 288,728,000 円 |

令和 6 年 3 月 6 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 5 年 6 月 14 日に議決した当該契約において、仕様の変更などにより設計金額に変更が生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため議会の議決に付すもの。